

過去に出題された FPへの質問事項

収容等された場合の所得税の課税の特例

2023年6月17日

PART2



都市計画道路事業による乙土地の売却資金で紹介された賃貸アパートを購入する場合、譲渡所得の金額の計算上、どのような特例の適用が考えられますか？

収用等に伴う代替資産の取得の特例や、収用等の場合の5,000万円特別控除の適用が考えられます。

収用等に伴う代替資産の取得の特例とは、補償金で他の土地建物に買い換えたときに課税の繰延べができる特例です。



都市計画道路事業による乙土地の売却資金で紹介された賃貸アパートを購入する場合、譲渡所得の金額の計算上、どのような特例の適用が考えられますか？

売った金額より買い換えた金額が多いときは所得税の課税が将来に繰り延べられ、売った年については譲渡所得がなかったものとされます。

売った金額より買い換えた金額が少ないときは、その差額を収入金額として譲渡所得の金額の計算を行います。



都市計画道路事業による乙土地の売却資金で紹介された賃貸アパートを購入する場合、譲渡所得の金額の計算上、どのような特例の適用が考えられますか？

要件は、売った土地建物は固定資産であること。

売った資産と同じ種類の資産を買い換えること。

移転に承諾した日から2年以内に代わりの資産を取得することです。



都市計画道路事業による乙土地の売却資金で紹介された賃貸アパートを購入する場合、譲渡所得の金額の計算上、どのような特例の適用が考えられますか？

5,000万円特別控除とは、一定の要件を満たすときには、譲渡所得の計算上5,000万円までの特別控除額を控除することができるというものです。



都市計画道路事業による乙土地の売却資金で紹介された賃貸アパートを購入する場合、譲渡所得の金額の計算上、どのような特例の適用が考えられますか？

要件は、売った土地建物は固定資産であること。

その年に収用等に伴う代替資産の取得の特例を受けていないこと。

申し出があった日から6か月を経過した日までに売買が行われていること。

最初に申し出を受けた者が譲渡していることです。